

令和8年度豊予海峡交流圏交流促進事業の概要

1 目 的

広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県及び宮崎県の区域からなる豊予海峡交流圏域内（以下「圏域内」という。）で、経済、文化、スポーツ、観光など、様々な分野の各種団体等が取り組む交流事業に係る経費を助成することにより、豊予海峡ルートの実現に向けた地域間交流を促進する。

2 対象団体

圏域内に活動の本拠を置く次の団体等であって、豊予海峡ルート推進協議会代表理事（以下「代表理事」という。）が地域間交流の促進に資すると認めるもの。

- 経済団体や文化・観光団体、地域づくりグループ
- スポーツ愛好者による団体等
- その他、代表理事が地域間交流の促進に資すると認める団体等

3 対象事業

上記団体等が実施する豊予海峡ルートの実現に向けて、地域の交流促進につながる事業であって、代表理事が地域交流の促進に資すると認めるもの。

(1) 交流促進事業

- 経済団体や文化・観光団体等の行う交流会などのイベント
- スポーツ愛好家団体等によるスポーツ交流大会
- その他、代表理事が地域交流の促進に資すると認める交流促進事業

(2) P R用グッズ等作成事業

- 各種団体等による豊予海峡ルートをデザインした名刺や封筒、パンフレット等のP R用品の作成
- 豊予海峡関連の統一ブランド品の作成、観光や宿泊施設の共同パンフレットの作成
- その他、代表理事が地域交流の促進に資すると認めるP R用品等の作成事業

4 補助限度額及び補助率

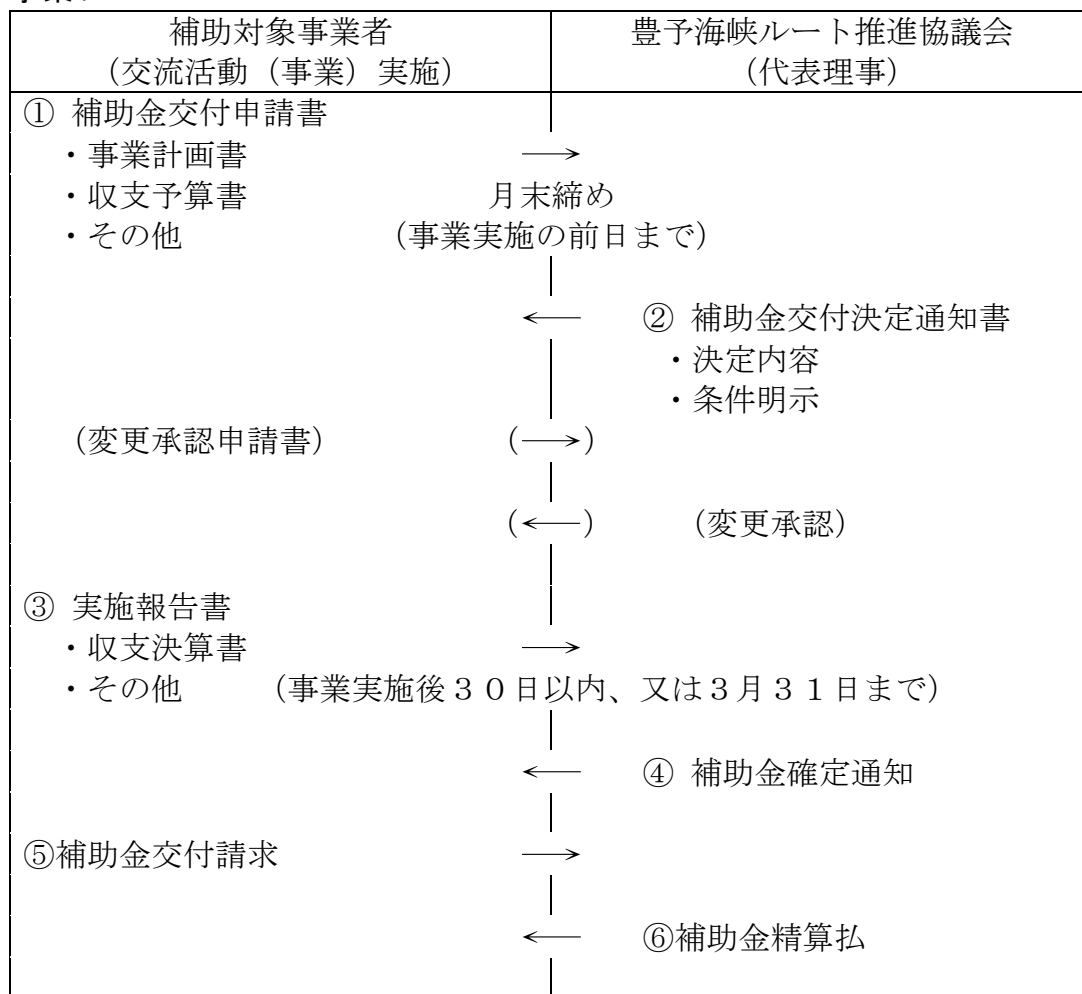
- 限度額 400千円（特認：特別の事情があると認めるときは600千円）
- 補助率 対象事業の実施に係る経費の4分の3

5 予算額 900千円

6 補助対象経費

会場使用料、謝金、講師等旅費、申請者の構成員旅費、印刷製本費、広告宣伝費、資材運送料、デザイン委託料、ホームページ製作委託料、P R用品作成に係る経費、記録用写真現像経費、事務用文具購入費をはじめ、代表理事が地域交流の促進に資すると認めるもの。

7 事業フロー



8 補助金交付要綱

別添のとおり

9 補助対象事業の募集及び決定方法

会員団体を通じて募集し、補助事業の決定は、交付申請受付期間中の各月末までに受け付けた申請について、世話人会において、応募事業の内容や地域間の均衡等を考慮して協議し、受け付けた翌月に交付決定を行う。

なお、各月の交付決定額を累積した結果、当月の交付申請額が予算を超過する月においては、予算の範囲内において、交付決定を行い、翌月以降の募集は行わないこととする。

10 募集期限

令和8年10月30日(金)

ただし、応募の状況により、募集の終了又は期限の延長などを検討する。

11 提出先

豊予海峡ルート推進協議会事務局

(大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課)

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2155

e-mail a10530@pref.oita.lg.jp

12 その他

事業の実施に伴い作成する広報物（チラシ・パンフレット）には、『豊予海峡ルート推進協議会助成事業』の記載を求める。

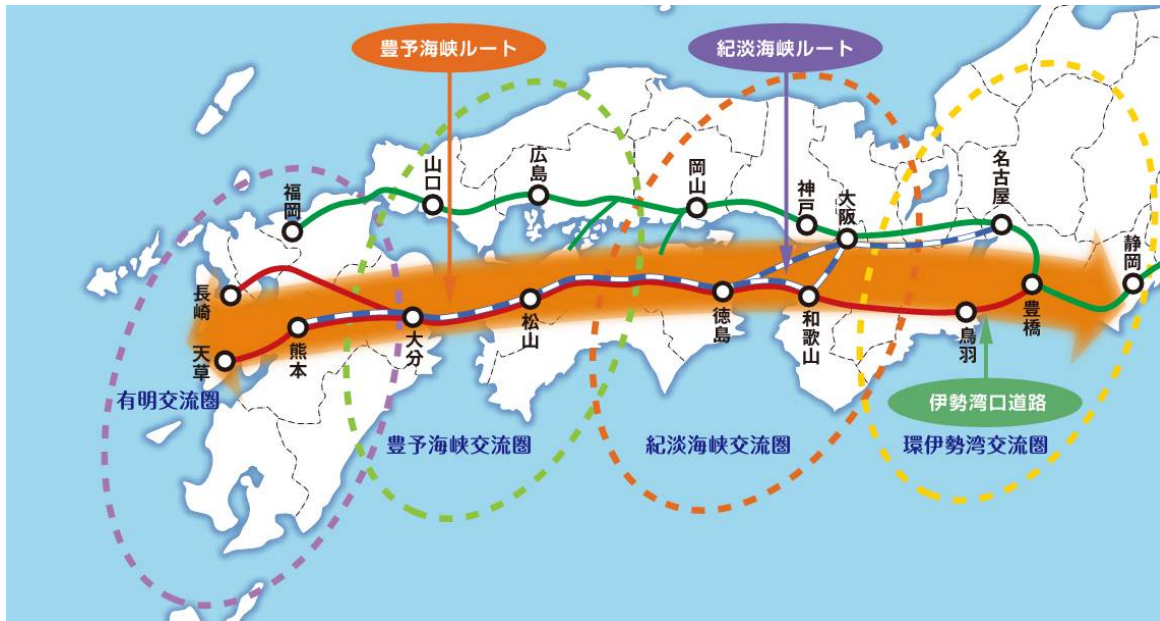
また、実績報告において、イベントで実施した豊予海峡交流圏域での地域間交流の促進に対する効果的な取組み状況がわかる資料を提出すること。

提出資料の例：豊予海峡ルート推進協議会助成事業と記載された事業広報物、イベントでの豊予海峡ルートについてのPR実施状況がわかる写真等。

【豊予海峡ルート推進協議会について】

豊予海峡ルートは愛媛県佐田岬半島と大分県佐賀関半島を隔てる 14 kmの豊予海峡を架橋や海底トンネルで結ぼうとする構想であり、豊予海峡ルート推進協議会では、豊予海峡を取り巻く西瀬戸経済文化圏の相互交流を深め、一層の発展を図るため、豊予海峡ルートの早期実現と関連する交通体系の整備促進により西瀬戸地域を循環する交通体系の構築を目指しています。

(参考：豊予海峡ルート推進協議会リーフレット抜粋)



(参考：大分県 広域交通ネットワーク構想リーフレット抜粋)

